

令和7年9月8日(月)午前11時 説明会配布

W T O

令和7年8月29日付け公告第160号

土木部要求

案件名

- ア 凍結抑制剤A (塩化ナトリウム (粒状) 25kg/袋) 予定数量9, 000袋 (単価契約)
- イ 凍結抑制剤B (塩化ナトリウム (粒状) 0.5t/袋) 予定数量200袋 (単価契約)
- ウ 凍結抑制剤C (塩化ナトリウム (粒状) 1t/袋) 予定数量330袋 (単価契約)
- エ 凍結抑制剤D (塩化カルシウム (粒状) 25kg/袋) 予定数量36, 640袋 (単価契約)
- オ 凍結抑制剤E (塩化カルシウム (粒状) 0.5t/袋) 予定数量1, 273袋 (単価契約)

入札説明書

[物品調達契約]

入札説明書

この入札説明書は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）及び本件物品調達契約に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、福島県が発注する物品調達契約に関し、一般競争入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的な事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者） 福島県知事 内堀 雅雄

2 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

- ア 凍結抑制剤A（塩化ナトリウム（粒状）25kg/袋）予定数量9,000袋（単価契約）
- イ 凍結抑制剤B（塩化ナトリウム（粒状）0.5t/袋）予定数量200袋（単価契約）
- ウ 凍結抑制剤C（塩化ナトリウム（粒状）1t/袋）予定数量330袋（単価契約）
- エ 凍結抑制剤D（塩化カルシウム（粒状）25kg/袋）予定数量36,640袋（単価契約）
- オ 凍結抑制剤E（塩化カルシウム（粒状）0.5t/袋）予定数量1,273袋（単価契約）

(2) 調達物品の仕様等 別紙仕様書のとおり

(3) 納入期限

- ア 契約締結日から令和8年3月31日までの間の福島県知事が指定する日
- イ 契約締結日から令和8年3月31日までの間の福島県知事が指定する日
- ウ 契約締結日から令和8年3月31日までの間の福島県知事が指定する日
- エ 契約締結日から令和8年3月31日までの間の福島県知事が指定する日
- オ 契約締結日から令和8年3月31日までの間の福島県知事が指定する日

(4) 納入場所

- ア 福島県知事が指定する場所（別紙仕様書のとおり）
- イ 福島県知事が指定する場所（別紙仕様書のとおり）
- ウ 福島県知事が指定する場所（別紙仕様書のとおり）
- エ 福島県知事が指定する場所（別紙仕様書のとおり）
- オ 福島県知事が指定する場所（別紙仕様書のとおり）

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加をする者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。

なお、新たに競争入札参加資格を得ようとする者は、下記の(1)に示す場所に、所定の物品購入（修繕）競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を提出して資格を得ること。ただし、申請時期によっては、資格審査が終了できない場合があるので注

意すること。

- (3) 福島県から現に物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
なお、参加資格制限期間中の者は、請負契約に係る物品の全部又は主要な一部の下請けを行うことは認められていない。
- (4) 本公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

- (1) 入札に参加を希望する者は、上記 3 に掲げる必要な資格の確認を受けるため、件名ごとに物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書（**様式 1**。以下「資格確認申請書」という。）に次のアからエまでに掲げる書類等を添付し、令和 7 年 9 月 19 日（金）午後 5 時までに下記 5 の(1)に示す場所に提出し、当該資格の確認を受けること。

当該資格の確認結果については、物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認通知書（**様式 2**）により別途通知する。

なお、期日までに当該申請を行わなかった場合は、入札に参加できないので、十分に注意すること。

ア 公告に示した納入期限内に、物品を必ず納入できることを明らかにした元売りの証明書（**参考様式 1 その 1**）。製造業者自ら参加する場合は納品確認書（**参考様式 1 その 2**）。

イ 納入物品の仕様書（**参考様式 2 その 1**）

- (ア) 納入物品の内容が網羅されているものであること。
(イ) 納入物品のメーカー名及び規格等が明示されていること。
(ウ) 納入物品のカタログ又は写真等が添付されていること。
(エ) 納入計画書（**参考様式 2 その 2**）

ウ 納入実績調書（**参考様式 3**）

本公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品に関する過去 2 年間の納入実績（民間・官公庁いずれに対する実績かは問わない。）

エ 納入物品の標準価格に関する資料（**参考様式 4**）

- (2) 入札保証金の免除を希望する者は、件名ごとに入札保証金納付免除申請書（**様式 3**）を令和 7 年 9 月 19 日（金）午後 5 時までに下記 5 の(1)に示す場所に提出すること。

なお、保険適用による免除申請者は、別途、開札日までに入札保証保険証券原本を提出すること（原本は返却しないので留意すること。）。

また、納入実績による免除申請者は、上記 4 の(1)ウに財務規則第 249 条第 1 項第 2 号（別記 1）に該当する実績を記載すること。

5 入札書の提出期限等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒960-8670 福島県福島市杉妻町 2 番 16 号 福島県出納局入札用度課
電話 024-521-7413 F A X 024-521-7962
- (2) 入札説明会の日時及び場所
令和 7 年 9 月 8 日（月）午前 11 時 福島県出納局入札用度課入札室（西庁舎 3 階）
- (3) 資格確認申請書及び入札保証金納付免除申請書の提出期限及び提出場所

令和7年9月19日(金)午後5時 福島県出納局入札用度課(西庁舎3階)

なお、郵送による提出を可とする。

(4) 入札書及びその添付書類の提出期限及び提出場所

ア 持参する場合

令和7年10月10日(金)下記5の(5)にある開札時刻

福島県出納局入札用度課入札室(西庁舎3階)

イ 郵送による場合

令和7年10月9日(木)午後5時

福島県出納局入札用度課(西庁舎3階)

(5) 開札の日時及び場所

令和7年10月10日(金) 午後1時30分から

福島県出納局入札用度課入札室において、上記2(1)の件名ごとに次のとおり開札する。

ア 午後1時30分

凍結抑制剤A(塩化ナトリウム(粒状) 25kg/袋)

予定数量9,000袋(単価契約)

イ 午後2時

凍結抑制剤B(塩化ナトリウム(粒状) 0.5t/袋)

予定数量200袋(単価契約)

ウ 午後2時30分

凍結抑制剤C(塩化ナトリウム(粒状) 1t/袋)

予定数量330袋(単価契約)

エ 午後3時

凍結抑制剤D(塩化カルシウム(粒状) 25kg/袋)

予定数量36,640袋(単価契約)

オ 午後3時30分

凍結抑制剤E(塩化カルシウム(粒状) 0.5t/袋)

予定数量1,273袋(単価契約)

6 入札書の提出方法

(1) 入札書は、**件名ごとに**指定の入札書(様式4)に必要とする事項を記載し、上記5に指定する日時及び場所へ提出すること。

また、入札者の押印を省略する場合は、入札書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載すること。

(2) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。

ア 物品購入(修繕)一般競争入札参加資格確認通知書(様式2)又はその写し

イ 委任状(様式5)※代理人が出席し、入札する場合

(3) 入札書を郵便(書留郵便に限る。)により提出する場合は、二重封筒とし、**件名ごとに**入札書を中封筒に密封のうえ、当該中封筒及び外封筒に次のア、イに掲げた事項を記載し、期限必着となるように郵送すること。

ア 氏名(法人にあっては、商号又は名称)

イ [10月10日開札「件名【記載例】:凍結抑制剤A(塩化ナトリウム(粒状) 25kg/袋) 予定数量9,000袋(単価契約)」の入札書在中]

なお、電報、電送その他の方法による入札は認めない。

(4) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 入札書には、**1袋あたりの単価（税抜き）**を記載すること。ただし、当該単価は調達物品の本体価格のほか、輸送費等納入に要する一切の諸経費を含めて見積もること。

なお、この入札による契約は、落札者が入札書に記載した金額を契約単価とし、支払い金額は、契約単価に購入数量を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する単価を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名の記載及び代表者の押印をすること。

押印を省略する場合のみ余白に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

押印を省略する場合のみ余白に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

7 入札保証金

- (1) 入札に参加を希望する者は、入札金額に当該入札に係る予定数量を乗じて得た額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、その納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出することができる。
- (3) 財務規則第249条第1項各号（別記1）のいずれかに該当する場合、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 入札保証金の納付及び還付については、財務規則第251条及び第253条に定めるところによる。

8 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、上記5の(5)で指定する日時及び場所で行う。
 - (2) 開札に先立ち、件名ごとに入札者は上記6の(2)で指定する書類の確認を受けるものとする。
 - (3) 入札者で入札保証金を納付する者は、出納局担当者から指示があった場合、入札保証金を納付した領収書を提出すること。
 - (4) 開札は、入札者及びその代理人を立ち会わせて行うものとし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に關係のない職員を立ち会わせて行うものとする。
 - (5) 開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちにその場所において再度入札に付すことができるものとする。
- なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

- (6) 初回入札が無効（ただし、下記12の(5)～(7)に該当する場合を除く）となった者は、再度入札に参加できないものとする。
- (7) 入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとする。
- (8) 開札に立ち会う場合に持参する物
 - ア 開札に立ち会う者の身分証明書（運転免許証等）（必要に応じて提示を求めることができます。）
 - イ 件名ごとの物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認通知書（様式2）又はその写し
 - ウ 件名ごとの委任状（様式5）（代表者から入札等に関する委任を受けた者に限る。）
 - エ 件名ごとの予備の入札書用紙（様式4）及び見積書用紙（様式6）

9 入札参加者に要求される事項

入札者は、件名ごとに入札書及び添付書類を入札書の提出期限まで提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

10 入札心得

- (1) 入札者は、入札説明書及び仕様書を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、物品購入（修繕）一般競争入札仕様書等に関する質問書（様式7）により[令和7年9月12日\(金\)](#)午後5時までに関係職員に説明を求めることができる。
県は、物品購入（修繕）一般競争入札仕様書等に関する回答書（様式8）にて、福島県出納局入札用度課ホームページに掲載する方法により回答する。
- (2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とするが、都合のあるときは、この限りではない。
- (3) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- (4) 郵送により入札書を提出する入札者は、指定の方法により、指定の日時及び場所へ確実に到達するよう提出しなければならない。
- (5) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (6) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることはできない。
 - ア 契約の履行に当たり故意に物品の品質に関して不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - オ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (7) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。
ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (8) 開札開始時刻後においては、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。
- (9) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、

引換え又は撤回をすることができない。

11 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めことがある。

また、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めことがある。

なお、これらの場合において入札参加者に生じた損害は、入札参加者の負担とする。

12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 3 の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (5) 記名、押印を欠く入札（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がない入札）
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (8) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (9) 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- (10) その他、この入札説明書等において示す入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

13 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。

この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に關係のない職員にくじを引かせるものとする。

- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。

14 落札者決定の通知

落札者とされなかった入札者から請求があったときは、落札者を決定したこと等について通知をするので、通知を必要とする者は発注者に申し出ること。

15 契約保証金

- (1) 落札者は、契約単価に当該入札に係る予定数量を乗じて得た額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、その納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出することができる。
- (3) 財務規則第229条第1項各号（別記2）のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則第228条、第231条及び第233条に定めるところによる。

16 契約の締結

- (1) 落札者は、発注者が交付する単価購入契約書（以下「契約書」という。）に記名押印し、落札決定の日から10日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、発注者が指定した期日まで）に契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。
- (4) 落札者の決定後、契約が確定するまでの間において、当該落札者が上記3に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。

17 契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。

18 契約条項　単価購入契約書（案）及び財務規則による。

19 異議の申し立て

入札参加者は、入札後、この入札説明書、契約条項及び仕様書等について、不明又は錯誤を理由として異議を申し立てることはできない。

20 苦情の申し立て

すべての競争入札参加有資格者は、本契約に係る入札等について政府調達に関する協定の規定に違反する調達が行われたと判断する場合は、調達をする発注者等へ協議又は苦情を申し出ることができる。

21 当該調達契約に関する事務を担当する課　上記5の(1)と同じ。

別記 1

福島県財務規則（抜粋）

（入札保証金の減免）

第 249 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約締結しているとき。
(2) 一般競争入札に参加する資格を有し、過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(3)、(4) (略)

2 (略)

別記 2

福島県財務規則（抜粋）

（契約保証金の減免）

第 229 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
(2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
(3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第 2 項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
(4) 過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
(5) 隨意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が 100 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
(6) 1 件 500 万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
(7) から (11) まで (略)
(12) 1 件の契約金額が 500 万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第 1 号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。
(13) から (18) まで (略)

2 (略)

単価購入契約書(案)

品目及び予定数量

【記載例】凍結抑制剤A（塩化ナトリウム（粒状）25kg/袋）

予定数量9,000袋（単価契約）

※ 契約書は案件ごとに作成する。

契 約 単 価

円／袋

契 約 期 間

契約締結日から令和8年3月31日まで

納 入 期 限

契約締結日から令和8年3月31日までの間の福島県知事が指定する日

納入場所及び納入方法 福島県知事が指定する場所（別紙仕様書のとおり）及び発注者の指示による。

契 約 保 証 金

上記物品を購入するについて発注者「 福 島 県 」を甲とし、受注者
「 」を乙として次の条項に定めるところにより契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、別紙仕様書に基づき、頭書の契約単価をもって頭書の期限内に頭書の物品を頭書の場所に納入しなければならない。

2 乙は、甲が指示したときは、頭書の期限内に当該物品を分納することができる。

(納入の通知)

第2条 乙は、甲の指定した場所に物品を納入したときは、ただちに納品書によりその旨を甲に通知しなければならない。

(検査及び引渡し)

第3条 甲は、納入の通知を受けた日から10日以内に乙に立会を求めて物品の検査を行ない、当該検査に合格したものについてはその引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、甲は、乙に受領書を交付する。

2 乙が前項の検査に立ち会わないときは、甲は、乙の欠席のまま検査をすることができる。

3 甲は、検査をしたときは、すみやかにその結果を書面により乙に通知するものとする。

(不合格品の引取り又は取替え等)

第4条 甲が検査の結果不合格と認めた物品については、乙は、自己の費用をもって引取り、かつ、納入期限内又は甲の指定する期日までに取替えをし、又は補充をしなければならない。当該取替え又は補充後の物品にかかる納入及び検査については、前2条の規定を準用する。

(所有権の移転)

第5条 物品の所有権は、甲が検査の結果合格と認め、その引渡しを受けた時に、乙から甲に移るものとする。

2 所有権の移転前に生じた物品の滅失、き損、減量その他一切の損害は、特約のある場合を除くほか、すべて乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第6条 甲は、引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約内容に適合しない場合は、その物品の引渡しを受けた後1年以内に限り、乙に対して物品の補修、代品の引渡し、不足分の引渡し若しくは代金の減額のいずれか、又は物品の補修、代品の引渡し若しくは不足分の引渡し及び代金の減額を請求することができ、乙はこれに応じるものとする。

(有償延期及び遅延利息)

第7条 乙の責めに帰すべき事由により、期限内（分納の期日を定めたときはその期日まで）に物品の納入の完了の見込みがないときは、乙は、その事由を付した書面をもって、甲に納期の延長を申し出なければならない。

2 前項の場合において、期限後相当の期日内に納入が完了する見込みがあるときは、甲は、乙から遅延利息を徴収することを条件として納入期限を延長することができる。

3 甲は、前項の規定により納入期限を延長することを認めたときは、その旨を乙に通知するとともに当該納入期限の延長に関する契約を乙との間に結ぶものとし、乙は、これに応ずるものとする。

4 第2項の遅延利息は、遅延期間の日数に応じ、納入未済相当額に年2.5%の割合で計算した額（当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる）とする。

5 前項の場合において、検査確認に要した日数は、遅延日数に算入しない。

(天災地変、不可抗力等による無償延期等)

第8条 天災地変、不可抗力その他乙の責めに帰すことができない事由により、期限内（分納の期日を定めたときはその期日まで）に物品を納入することができないときは、乙は甲に対し、すみやかにその事由を詳記して、納入期限の延長又は契約の一部変更若しくは解除の申出をすることができる。この場合において、甲は、その事由を相当と認めたときは、遅延利息又は第11条に定める違約金を徴収することなく、これを承認するものとする。

(代金の支払)

第9条 甲は、乙の適法な支払請求書を受理した日から30日以内に完納物品の代金を支払うものとする。

2 前項の支払請求書は、第3条第3項の規定による検査に合格した旨の通知を得た後でなければ、提出することができない。

3 分納の期日を定めたものについて、当該期日内に当該分納部分が納入されたときは、完納とみなして前2項の規定を準用する。

4 請求金額は、契約単価に数量を乗じて得た金額（円未満切り捨て）に100分の10に相当する額を加算して得た金額（円未満切り捨て）とする。

(甲の解除権)

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 乙が納期内に物品の持込みを終わらないとき。
- 二 乙が納期内に明らかに物品を納入することができないと認められるとき。
- 三 乙が解除を申し出たとき。
- 四 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。
- 五 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用するなどしている

と認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

六 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

一 乙前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第7条の規定に基づく納入期限の延長があった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は、第1項の違約金に当初の納期の翌日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受理した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年2.5%の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

（契約の変更等）

第12条 甲は、必要があるときは、この契約の内容を変更し、又は物品の納入を一時中止させ、若しくはこれを打ち切らせることができる。この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、甲、乙協議してこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲、乙協議して定めるものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第13条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、甲の承諾なしに、譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

（談合による損害賠償）

第14条 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、支払済金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置

- 命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- 二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- 三 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(遅延利息等の相殺)

第15条 この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲はこれを物品の代金と相殺し、なお不足を生ずるときは更に追徴することができる。

- 2 甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金にかかる債権につき、その保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。
- 3 甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

(予定数量)

第16条 当該契約の予定数量を超えて購入する場合、又は、予定数量に満たない場合であっても、当該契約期間中は同一単価をもって処理するものとする。

(苦情検討委員会からの要請等)

第17条 甲は、福島県政府調達苦情検討委員会(以下「苦情検討委員会」という。)から契約停止の要請を受けた場合は、契約の執行を停止することができる。

- 2 甲は、苦情検討委員会から、契約を破棄する提案が出された時は、契約を破棄することができる。

(契約外の事項)

第18条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて、甲、乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第19条 前条に規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約の証として本書2通を作り、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 福島県福島市杉妻町2番16号
氏 名 福 島 県 印
代表者 福島県知事 内堀 雅雄

乙 住 所

氏 名

県北建設(保原土木、二本松土木)事務所道路凍結抑制剤購入仕様書

第1条 目的

本仕様書は、県北建設事務所、保原土木事務所及び二本松土木事務所(以下「県北建設事務所等」という。)が使用する凍結抑制剤の購入に関し必要な事項を定め、契約の適正な履行の確保を図るものである。

第2条 納入計画書

凍結抑制剤納入者(以下「納入者」という。)は、入札に先立つ資格確認申請時において、運搬体制、運搬経路、連絡体制、緊急時の対応及びその他必要と認められる事項を記載した納入計画書を提出するものとする。なお、契約後速やかに県北建設事務所等の除雪事業担当監督員(以下「監督員」という)に、同計画書を提出するものとする。

第3条 納入期限

納入者は、監督員の納入指示の日から10日以内に納入しなければならない。なお、緊急の場合には即日納入が図れる体制を取るものとする。

第4条 納入検収

納入にあたっては、監督員と立ち会い、納入量及び品質の確認を受けるものとする。検収において、固形化や品質劣化等の不良品が確認された場合には、速やかに回収し交換するものとする。

第5条 納入薬剤の種類、予定数量及び納入場所

1. 納入薬剤の種類及び予定数量については別紙1のとおりとするが、当該年度の降雪等の気象状況により変動するものとする。
2. 納入場所については、県北建設事務所等の監督員の指示する場所とする。
3. 納入における荷下ろしは、納入者が行うものとする。

第6条 凍結抑制剤の品質規格及び試験方法

1. 凍結抑制剤は、別紙2、別紙3に定める品質規格に適合しなければならない。
2. 資格確認申請時においては、凍結抑制剤の品名、製造元、生産地及び品質規格を明示した材料証明書を提出するものとし、また、契約後速やかに、同材料証明書を監督員に提出するものとする。なお、これら品質規格を判定できる資料については、公的試験機関等(酢酸カリウムについては製造メーカーによる品質証明でも可とする。)による品質試験成績書とする。
3. 納入者は、その品質規格等に疑義が生じ、監督員より物品の品質規格についての検査を指示された場合はその指示に従い、品質試験成績書を速やかに提出しなければならない。なお、これに要する費用は契約単価に含むものとする。

第7条 包装袋の材料及び処分

1. 包装袋はポリエチレン製を基本とする。なお、運搬及び散布機械への投入作業に支障がなく、湿気を通さない材質のものでも可とするが、ポリエチレン製包装材以外を使用する場合には、資格確認申請時にサンプルを提出するものとする。
2. 1t及び0.5t袋は、JISZ1651(フレキシブルコンテナ)の規格に適合したもの、又はこれと同等の品質を有するものとする。
3. パレット処分は納入者が行うものとする。

第8条 疑義

凍結抑制剤納入にあたり、本仕様書に明示なき事項又は疑義が生じた場合には、速やかに監督員と協議のうえ定めるものとする。

購入予定数量(令和7年度)

購入品目	凍結抑制剤A(塩化ナトリウム・粒状)
包装単位	1袋当たり25Kg入り
品質及び規格	別紙2のとおり
包装材質	ポリエチレン製

地域名	事務所名	事務所所在地	納入場所	予定量(t)	袋数換算(袋)	最低発注数量(袋)
県北	県北建設事務所	福島市	県北建設事務所黒岩分室 福島市黒岩字浅井9-1	13.00	520	100
	保原土木事務所	伊達市保原町	保原土木事務所 伊達市保原町大泉字大地内124	12.00	480	100
	二本松土木事務所	二本松市	二本松土木事務所 二本松市金色424-1	200.00	8,000	480
	計			225.00	9,000	

購入品目	凍結抑制剤B(塩化ナトリウム・粒状)
包装単位	1袋当たり0.5t入り
品質及び規格	別紙2のとおり
包装材質	仕様書のとおり

地域名	事務所名	事務所所在地	納入場所	予定量(t)	袋数換算(袋)	最低発注数量(袋)
県北	二本松土木事務所	二本松市	二本松土木事務所 二本松市金色424-1	100.00	200	24
	計			100.00	200	

購入品目	凍結抑制剤C(塩化ナトリウム・粒状)
包装単位	1袋当たり1t入り
品質及び規格	別紙2のとおり
包装材質	仕様書のとおり

地域名	事務所名	事務所所在地	納入場所	予定量(t)	袋数換算(袋)	最低発注数量(袋)
県北	保原土木事務所	伊達市保原町	保原土木事務所 伊達市保原町大泉字大地内124	330.00	330.00	12
	計			330.00	330	

購入品目	凍結抑制剤D(塩化カルシウム・粒状)
包装単位	1袋当たり25kg入り
品質及び規格	別紙2のとおり
包装材質	ポリエチレン製

地域名	事務所名	事務所所在地	納入場所	予定量(t)	袋数換算(袋)	最低発注数量(袋)
県北	県北建設事務所	福島市	県北建設事務所黒岩分室 福島市黒岩字浅井9-1	396.00	15,840	100
	県北建設事務所 (吾妻土湯道路管理所)	猪苗代町	吾妻土湯道路管理所(土湯除雪ステーション) 福島市土湯温泉町字猪倉国有林30林班よ小班	100.00	4,000	100
	保原土木事務所	伊達市保原町	保原土木事務所 伊達市保原町大泉字大地内124	260.00	10,400	100
	二本松土木事務所	二本松市	二本松土木事務所 二本松市金色424-1	160.00	6,400	480
	計			916.00	36,640	

購入品目	凍結抑制剤E(塩化カルシウム・粒状)
包装単位	1袋当たり0.5t入り
品質及び規格	別紙2のとおり
包装材質	仕様書のとおり

地域名	事務所名	事務所所在地	納入場所	予定量(t)	袋数換算(袋)	最低発注数量(袋)
県北	県北建設事務所	福島市	県北建設事務所黒岩分室 福島市黒岩字浅井9-1	601.50	1,203	10
	二本松土木事務所	二本松市	二本松土木事務所 二本松市金色424-1	35.00	70	10
	計			636.50	1,273	

別紙2

凍結抑制剤A, B, C(塩化ナトリウム・粒状)の品質規格

有害物質	飽和溶液(20°Cにおける飽和濃度26.4%)における含有成分が水質汚濁防止法の排水基準のうち、別紙3の基準に適合すること。
純度	純度95%以上とすること。
粒径	・最大粒径 : 10.0mm(平均1.0mm程度)(※程度とは平均粒径の±3割までとする。) ・粒径の上限 : 8.0mm以上が5%以下 ・粒径の下限 : 0.15mm以下が5%以下
含水率	3.0%以下とする。
異物等	土砂及び木片等の異物の混入がなく、福島県が実施する凍結抑制剤散布作業に支障がないものとする。
形状	粒状

凍結抑制剤D, E(塩化カルシウム・粒状)の品質規格

有害物質	水質汚濁防止法の排水基準のうち、別紙3の基準に適合すること。
純度	純度72%以上とすること。
粒径	平均粒径 : 1.0~5.0mm程度(※程度とは、平均粒径の±3割までとする。) 最大粒径 : 10mm 粒径の上限 : 8.0mm以上が5%以下 粒径の下限 : 0.15mm以下が5%以下
異物等	土砂及び木片等の異物の混入がなく、福島県が実施する凍結抑制剤散布作業に支障がないものとする。
形状	粒状

有害物質に関する基準

有害物質の種類	許容値
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.03 mg/l
シアン化合物	シアン 1 mg/l
有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメタン及びEPNに限る。)	1 mg/l
鉛およびその化合物	鉛 0.1 mg/l
六価クロム化合物	六価クロム 0.2 mg/l
ヒ素およびその化合物	ヒ素 0.1 mg/l
水銀およびアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005 mg/l
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニール(PCB)	0.003 mg/l
チウラム	0.06 mg/l
シマジン	0.03 mg/l
チオベンカルブ	0.2 mg/l
セレンおよびその化合物	0.1 mg/l
ホウ素及びその化合物	10 mg/l
フッ素およびその化合物	8 mg/l
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物および硝酸化合物	アンモニア性窒素 × 0.4 + 亜硝酸窒素 及び硝酸窒素の合計量が100mg/l

(注1) 試験方法は、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法によること。

(注2) 「検出されないこと」とは、検定結果が当該検定方法の定量下限を下回ることをいう。